

本人通知制度に登録しませんか

市民課

☎773-6661

制度の概要

本人通知制度は、住民票などを第三者に交付した場合に、事前に市に登録した人に、①交付した年月日、②証明書の種別、③交付した通数、④請求者の種別の4点を通知する制度です。

第三者からの申請を拒否したり、交付の可否を本人に確認するための制度ではありません。

※申請した第三者の名前や住所などの個人情報とは通知しません。
詳細を知りたい場合は、南魚沼市個人情報保護条例に基づき、交付請求書の開示請求を行うことができます
(この場合も第三者の個人情報などは開示できない場合があります)

通知対象の第三者の範囲

- ・本人からの委任状を提示して申請した代理人
- ・自己の権利行使、義務の履行のために住民票などが必

要な人

- ・業務の遂行のために住民票などが必要な弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士、海事代理士

※国、地方公共団体、裁判所、警察署などに交付した場合は、通知しません

通知対象の証明書の種類

- ・住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票(除票・除附票を含む)
- ・戸籍の謄本・抄本、戸籍記載事項証明書(除籍を含む)

制度利用には登録が必要です

登録日の翌日以降に第三者に交付した分から通知します。
対 市内に住民登録のある(あった)人、市内に本籍がある(あった)人

申 本人確認ができる証明書類(運転免許証など)を持参して、登録申込書を市民課、大和・塩沢市民センターにご提出ください。
申込書は各提出先にあります。また、市ウェブサイト「本人通知制度」で検索からダウンロードできます。

写真付き本人確認書類は1点

運転免許証、パスポート、個人番号カード、在留カードなど

写真なし本人確認書類は2点

健康保険証、介護保険証、年金証書、年金手帳、社員証、学生証など

※郵便や信書便で申込みができます。申込書と運転免許証など本人確認書類の写しを同封して、市民課に郵送してください

他 代理人登録をする場合は本人からの委任状、本人と代理人のそれぞれの本人確認書類が必要です。(15歳未満は法定代理人が申請してください。資格を証する戸籍謄本や住民票が必要な場合もあります)

臨床心理士による「こころの相談会」 「秘密厳守」

問・申 子ども・若者育成支援センター
☎773-6616
「相談専用」

一歩踏み出してあなたが抱える悩みを市の臨床心理士に

相談してみませんか?

日 ①9月6日(金)

午後2時～3時

②9月18日(水)

午前10時～11時

会 子ども・若者育成支援センター1階相談室

対 市内在住のニート・ひきこもり・高校不登校などに悩む義務教育終了後39歳の若者と家族

火 ①9月3日(火)

②9月13日(金)

申 電話でお申し込みください。
他 相談員による電話相談・来所相談に、随時応じます。

結婚の学校体験スクール第1部参加者募集 「あなたの恋愛と婚活が上手いく方法」

問・申 株式会社アクセス・ネットワーク
☎025-248-4553

新潟県「あなたの婚活」応援プロジェクトの認定イベントを開催します。
日 9月15日(日)

午前10時～午後1時

会 図書館多目的室

対 男性27歳～54歳

定 10人

費 3,000円

内 恋愛・婚活の悩みとその原因、コミュニケーションのとり方・話し方、将来の目標に向けたゴールの設定方法を解説します。

主催 一般社団法人日本婚活教育協会

身体障がい者の運転免許取得費を助成します

問・申 福祉課障がい福祉係
☎773-6667
☎773-6723

内 第1種普通自動車運転免許を取得する費用の3分の2を助成します。(限度額は10万円)

対 次のすべてに該当する人
・市内に住所がある

・身体障害者手帳(1～4級)を所持している
・免許取得により就労など、社会参加が見込まれる

申 身体障害者手帳、印鑑を持参し、自動車学校に入校する前に福祉課にお申し込みください。

※補助金が支払われるのは免許取得後です